

仕 様 書

1. 業務名

八窓庵警備小屋劣化部修繕業務

2. 対象施設

八窓庵警備小屋（札幌市中央区中島公園1番 日本庭園内）
（別添資料①参照）

3. 業務期間

契約の日から、令和6年11月29日（金）まで

4. 業務内容

八窓庵の警備小屋の建具及び畳（別添資料②参照）について、
下記に示す内容の補修を行うこと。

(1) 建具補修

八窓庵警備小屋のドア1カ所、引違窓2カ所の交換補修及び、既存敷居腐食部分（別添資料③参照）の補修を行うこと。なお、建具金物等は既存同等品の使用とすること。

| (建具改修) | | | | |
|--------|-------------|---|----|----------------------------|
| 1 | 既存建具撤去 | 1 | 式 | |
| 2 | WD-1片開 | 1 | カ所 | 850×2,000×40 杉材 ガラスt5.0 |
| 3 | WW-1引違窓（外部） | 2 | 式 | 1,200×800×33 杉材 ガラスt3.0 |
| 4 | 同上搬入費 | 1 | 式 | |
| 5 | 敷居枠補修 | 1 | 式 | 既存敷居腐食部分撤去補強 |
| 6 | 古色塗り | 1 | 式 | キシラデコール等 現地色合わせ 下地処理共 |

(2) 畳改修

八窓庵警備小屋内の畳（176cm×88cm）3枚の張り替えを行うこと。

| (畳改修) | | | | |
|-------|--------|-----|----|--|
| 1 | 畳撤去 | 3 | 枚 | |
| 2 | 畳新設 | 3 | 枚 | |
| 3 | 発生材積込み | 0.3 | m3 | |
| 4 | 発生材運搬 | 1 | 式 | |
| 5 | 発生材処理 | 0.1 | t | |

5. その他

- (1) 本施設に隣接する八窓庵は国指定重要文化財のため、文化財の保存管理に影響を及ぼすことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 公園内施設のため、作業に伴う安全養生を確実に実施すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。
- (4) 使用材料、作業内容、工程が具体的に掌握できるよう撮影すること。

6. 提出書類

| 提出書類 | 部数 | 提出期限 | 備考 |
|----------------|----|-------|----|
| 業務完了時 業務完了届 | 1 | 完了と同時 | |
| 写真帳 | 1 | | |

提出書類はすべてA4サイズとする

7. 受託者の負担の範囲

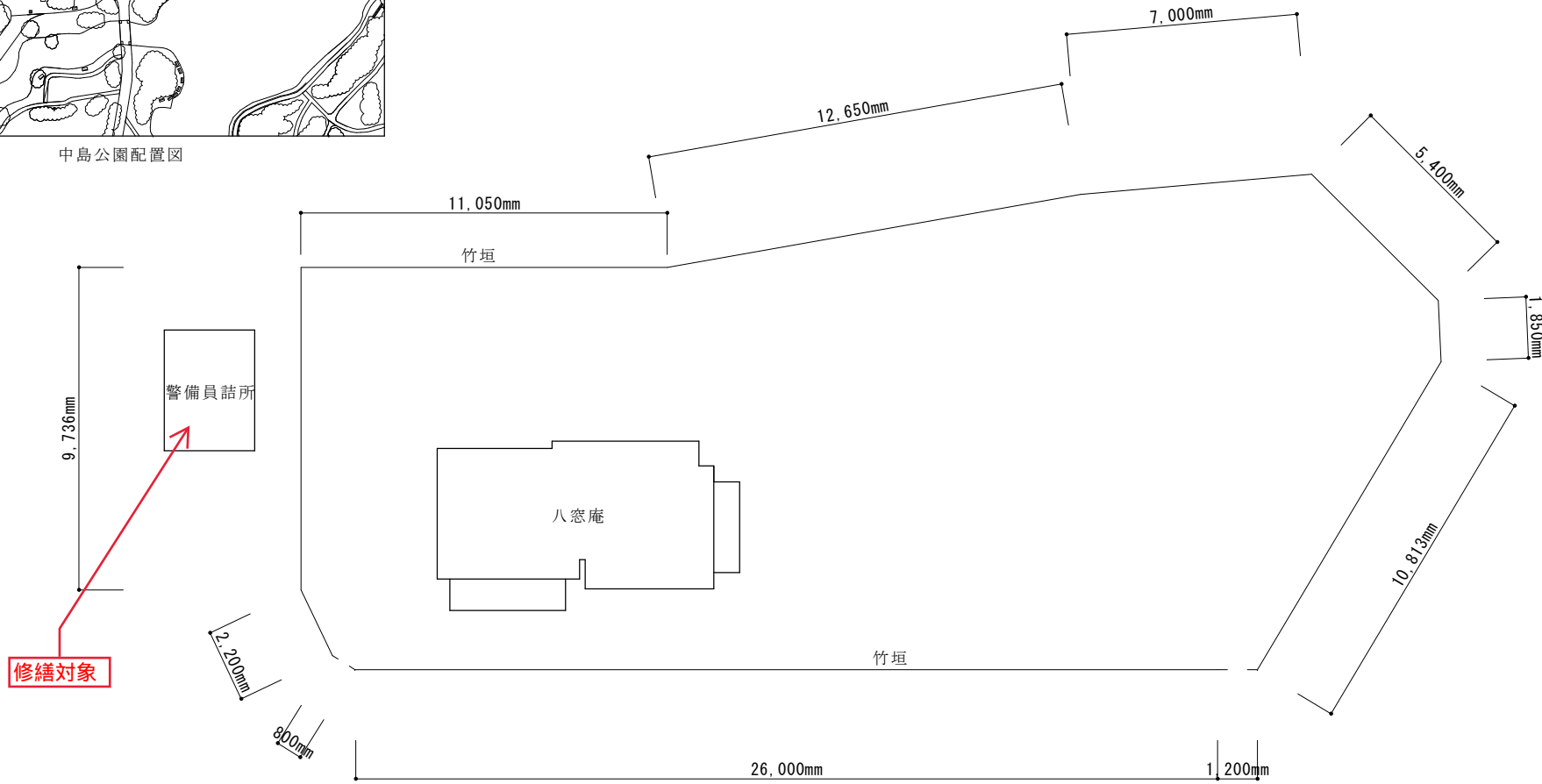
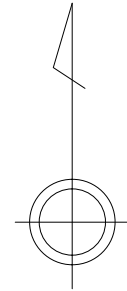
- (1) 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (3) 発生した廃材等の処理・処分に当たっては、受注者が責任を持って適正に廃棄すること。
- (4) 産業廃棄物の処分が発生し、処分が終了したときは、直ちにマニフェストD、E票又は電子マニフェストの処分終了報告コピーを添付し、委託者に提出すること。

8. 留意事項

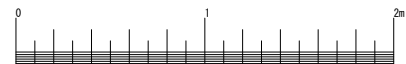
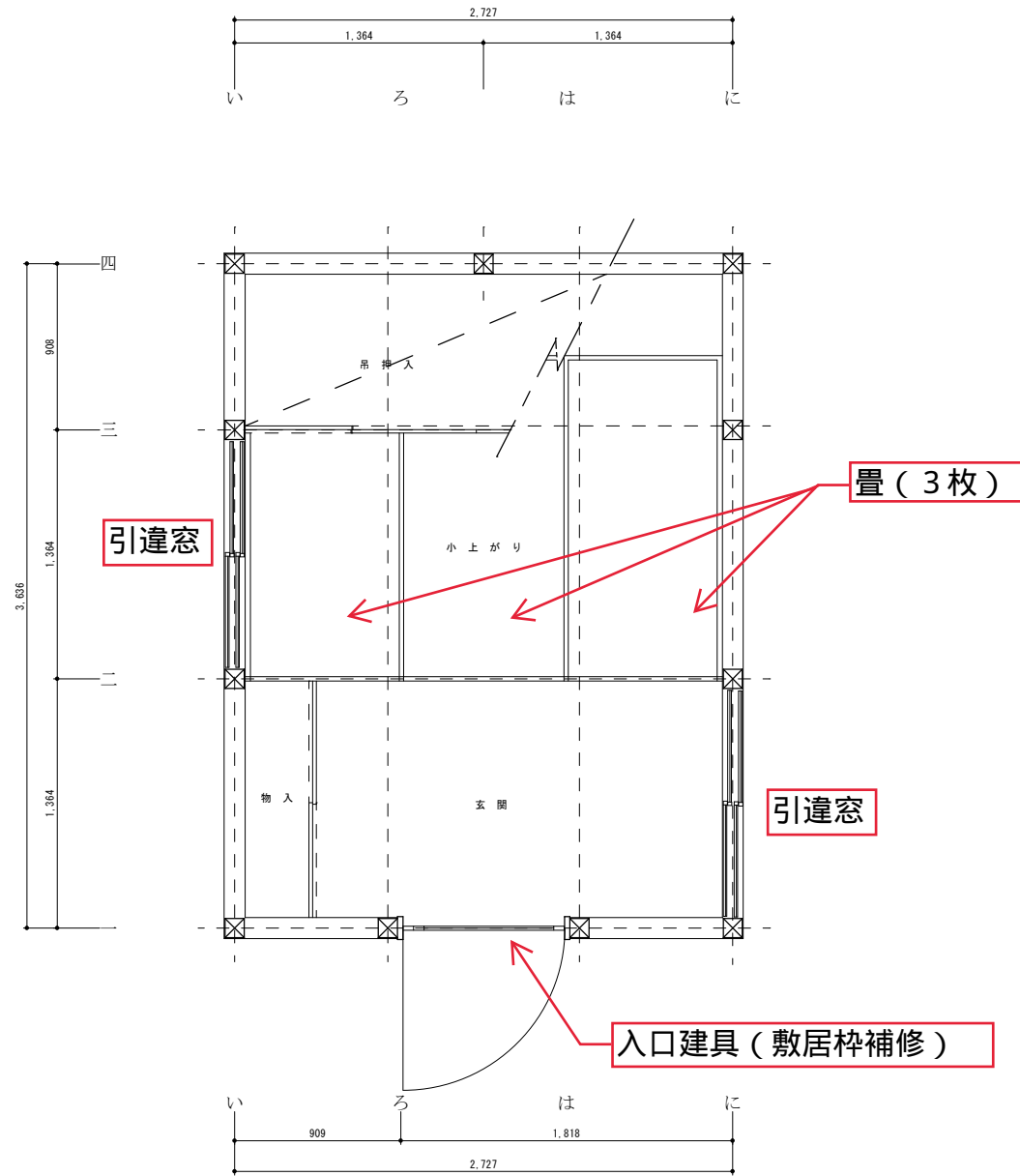
- (1) 本業務を実施する際には、委託者と十分打ち合わせを行い、承認を得た上で、施設観覧者に支障のないよう円滑な進行を計ること。
- (2) 本業務に関して疑義が生じた場合は、委託者と打合せの上遺漏のないよう遂行すること
- (3) 修繕作業前には、事前に中島公園日本庭園内公園利用届を作成し提出すること。(様式は別途公園側の指定様式あり)
- (4) 現場周辺まで進入できる重機・車両のサイズが限られることから、車両等を使用する場合は、委託者及び公園管理事務所に確認するとともに中島公園内の施設等を傷めないように注意すること。
- (5) 作業中の周辺歩行者等の安全について十分配慮すること。



中島公園配置図



八窓庵配置図 1/100



| | | | |
|--------------|----|---------|------|
| 工事名 八窓庵警備員詰所 | | 枚の内 号 | 整理番号 |
| 一般図 | | 日付 | |
| 図面名 平面図 | | 縮尺 1/20 | |
| 担当 | 担当 | 担当 | 担当 |

別添資料
八窓庵警備員詰所入口建具敷居腐食状況



敷居ステンレスカバーが
付いた状態



敷居ステンレスカバーを
外した状態



敷居腐食状況



敷居腐食状況